

（ディスコ等の避難管理）

第50条の2 ディスコ、ライブハウスその他これらに類するもの（以下「ディスコ等」という。）の関係者は、非常時において、速やかに特殊照明及び音響を停止するとともに、避難上有効な明るさを保たなければならない。

【解釈及び運用】

本条は、多数の客が密集状態になりやすく、特殊な照明装置を用い、大音響で演奏を行う等の状況下において営業しているディスコ等における避難管理を徹底する必要があることから、そのような営業形態の店舗等において、自動火災報知設備が発報した場合、火災等を覚知した場合等の非常時において、客への情報伝達、避難誘導等を円滑に行うことができるようにするため、特殊照明、演奏等を停止すること及び避難上有効な明るさを保つ等の措置を講じるべきことを規定したものである。

- 1 「**その他これらに類するもの**」とは、ディスコ又はライブハウスと類似していると認められるもので、特殊照明、音響効果等により火災発生時に避難上安全性が確保できなくなるおそれがあると認められる店舗等をいう。
- 2 「**非常時において、速やかに特殊照明及び音響を停止する**」とは、例えば自動火災報知設備若しくは非常警報設備の作動と連動して電源若しくは音響を自動的に停止するもの又は常時監視、管理している関係者が火災を覚知した場合、直ちに、かつ、一斉に手動停止できるものをいう。
- 3 「**避難上有効な明るさを保つ**」とは、避難口、避難通路等の避難施設が容易に識別できるように保持されているものであること。
- 4 本条と条例第50条は選択的適用関係となるものではなく、「**ディスコ、ライブハウスその他これらに類するもの**」に該当し、本条の適用を受けるものにあっても、条例第50条の「**キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの及び飲食店**」にも該当する場合には、同条の規定が併せて適用されるものであること。